

上三川町議会活性化に向けた改革検討会

結果報告書

〔期間：平成24年3月～平成27年12月〕

平成27年12月

上三川町議会活性化に向けた改革検討会

1 はじめに

当町議会では、議会の活性化、開かれた議会を目指して、平成24年3月に「上三川町議会活性化に向けた改革検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、現在まで、40回の会議を開き、改革に向けた課題の抽出等を行い、検討項目等について、協議を重ねてきた。

現議員の任期が平成28年1月をもって満了となることから、このたび、現在までの検討結果について報告書をまとめるものである。

2 メンバー構成

検討会は、議員全員をもって構成し、座長（副議長）、副座長（議運委員長）を置く。

また、実務的な研究等を行うため、検討会の下に部会を設置する。

3 結果（実績）

(1) 議員報酬等の特例に関する条例の制定（H27年4月施行）

議員が、自己都合・疾病等により、議員活動ができないときの報酬等について定める。

概要 議員活動ができない（定例会・臨時会の本会議、常任委員会等の会議を欠席）期間が、365日を超えるとときの報酬は、2分の1とする。

また、6月1日、12月1日のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当額は、2分の1とする。

（報酬の場合の例）

区分	月額報酬	減額後の月額報酬 (1/2)
議長	35万円	17万5,000円
副議長	28万円	14万円
議員	25万5,000円	12万7,500円

(2) 議会における災害発生時の対応に関する要綱の制定（H27年8月施行）

町において災害が発生した時の議会の対応について定める。

概要 町地域防災計画における災害時（台風、大雨、地震等）の警戒配備体制に応じ、議長、議員等の対応について定める。

(3) 常任委員会の見直し

より議論を活性化するため、現在の3委員会を1つ減らし、2委員会にする。

現行の常任委員会	H28年1月より
総務文教常任委員会【定数6人】	総務文教常任委員会【定数8人】 産業厚生常任委員会【定数8人】
経済建設常任委員会【定数5人】	
厚生常任委員会【定数5人】	

(4) 議会ホームページの充実

議会情報をより多く発信するため、次の項目を掲載する。

- ア 一般質問通告一覧
- イ 議長交際費

(5) 模擬議会の開催

より身近で開かれた議会を目指し、中学生を対象とした模擬議会を開催（執行機関と共催）する。

(6) 諸規定の整備（先例集の策定）

実際の議会運営に関し法令に定めのない規定や上三川町議会独自に定めている議員間のルールについて、先例集を策定する。

(7) 議員勉強会の設置（事務事業研究会の設置）

地方自治制度、地方議会制度等を研究するため、「事務事業研究会」を設置する。

(8) その他の検討項目の状況等

検討項目	検討内容	備考（結果、状況等）
議員定数	適正人数	継続中
通年議会	導入	現時点においては導入しない。（今後再検討）
定例会・臨時会の開催時期	土・日曜日又は夜間開催	現時点においては導入しない。（今後再検討）
執行権と議決権の明確化	各種の審議会及び委員会等への不参画	継続中

議員品位条例の制定	議員品位条例の研究	継続中
議会基本条例の検討	議会基本条例の研究	継続中
託児所の設置	託児所の設置	設置しない。(代替案を今後再検討)
議会報告会・住民等との懇談会の開催	議会報告会・住民等との懇談会の開催	継続中
政治倫理条例の制定	政治倫理条例の研究	継続中
常任委員会の活動範囲の拡大	委員会への執行部説明の拡大	執行機関と協議中
議員間の討論	議員間の討論の研究	継続中

4 審議経過

	開催年月日	議 題
第 1 回	H24. 4. 17	○検討課題について
第 2 回	H24. 5. 21	○前回の意見集約及び意見の追加について ○今後の進め方について
第 3 回	H24. 6. 12	○今後の進め方について
第 4 回	H24. 7. 10	○「議会情報の公開、公聴について」の実施時期について ○取り組み方法について
第 5 回	H24. 8. 23	○課題の検討について
第 6 回	H24. 10. 9	○課題の検討について
第 7 回	H24. 12. 11	○課題の検討について
第 8 回	H25. 1. 10	○課題の検討について
第 9 回	H25. 3. 7	○課題の検討について
第 10 回	H25. 4. 16	○課題の検討について
第 11 回	H25. 5. 21	○課題の検討について
第 12 回	H25. 6. 11	○課題の検討について
第 13 回	H25. 7. 10	○課題の検討について
第 14 回	H25. 8. 22	○課題の検討について
第 15 回	H25. 9. 17	○課題の検討について
第 16 回	H25. 10. 10	○各部会での検討について
第 17 回	H25. 11. 19	○各部会での検討について

第 1 8 回	H25. 12. 10	○課題の検討について
第 1 9 回	H26. 1. 10	○課題の検討について
第 2 0 回	H26. 2. 19	○課題の検討について
第 2 1 回	H26. 3. 17	○課題の検討について
第 2 2 回	H26. 4. 17	○部会の経過報告について
第 2 3 回	H26. 5. 21	○部会の経過報告について
第 2 4 回	H26. 6. 10	○部会の経過報告について
第 2 5 回	H26. 7. 15	○部会の経過報告について
第 2 6 回	H26. 8. 21	○部会の経過報告について ○上三川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）について
第 2 7 回	H26. 9. 16	○部会の経過報告について ○上三川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）について
第 2 8 回	H26. 10. 10	○上三川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）について ○上三川町議会報告会実施要綱（案）及び上三川町議会報告会開催申し合わせ（案）について
第 2 9 回	H26. 11. 18	○上三川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）について ○上三川町議会報告会実施要綱（案）及び上三川町議会報告会開催申し合わせ（案）について
第 3 0 回	H26. 12. 9	○今後の予定について
第 3 1 回	H27. 1. 9	○部会の経過報告について
第 3 2 回	H27. 2. 17	○議員案の作成について ○議員品位条例の制定、議会基本条例の検討について ○諸規定の整備について ○託児所の設置について
第 3 3 回	H27. 4. 15	○今後の予定について
第 3 4 回	H27. 5. 20	○部会の経過報告について ○議員の災害時対応マニュアルの要綱化について
第 3 5 回	H27. 6. 11	○部会の経過報告について

第36回	H27. 7. 15	○部会の経過報告について ○常任委員会の数について
第37回	H27. 8. 20	○部会の経過報告について ○常任委員会の数について ○議員の災害時対応マニュアルの要綱化について
第38回	H27. 9. 16	○部会の経過報告について ○検討会実績にかかる議会だよりへの掲載内容について ○広報調査特別委員会の見直しについて
第39回	H27. 10. 19	○常任委員会の見直しについて ○議会運営委員会及び広報委員会委員の選出（人数）について
第40回	H27. 12. 10	○改革検討会結果報告書（案）について

5 部会名簿（H27年12月現在）

【第一部会】

部会長	津野田重一
	高橋正昭
	勝山修輔
	北山トヨ
	田村 稔
	生出慶一
	松本 清
	貝賀芳夫

【第二部会】

部会長	宮崎 哲
	稲川 洋
	上村康幸
	石崎幸寛
	隅内正美
	稲葉 弘
	山本辰夫
	稲見敏夫

上三川町議会活性化に向けた改革検討会設置要綱

(設置)

第1条 上三川町議会における活性化の方策等について、広い視野から研究・検討を行うため、上三川町議会活性化に向けた改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成及び会議等)

第2条 検討会は、議員全員をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、座長には副議長があたる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を招集し議事を進行する。
- 4 座長に事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を代理する。
- 5 会議は、構成員の過半数をもって成立する。
- 6 会議は、月1回開催し、そのほか座長が必要と認めたときに開くことができる。

(事業)

第3条 検討会は、設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上三川町議会の改革に関する調査研究
- (2) 上三川町議会基本条例の制定に向けた調査研究
- (3) 議員の各種審議会、委員会等への参画について
- (4) 議会情報の公開、公聴について
- (5) 議員倫理について
- (6) その他上三川町議会活性化に向けた調査研究

(部会の設置)

第4条 検討会に、実務的な研究、検討を行うため部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が検討会に諮って設置する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は座長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、議事を進行する。
- 5 部会は、研究、検討の経過及び結果を検討会に報告する。

(庶務)

第5条 検討会（部会を含む）の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月15日から施行する。